

# 柳泉園だより

## 令和7年4月号

VOI.47



柳泉園組合厚生施設指定管理者株式会社オーエンス  
東京都東久留米市下里4-3-10/TEL：042-473-3121

4

### 今月のかわり湯

- 2日 お楽しみ湯
- 6日 よもぎ湯
- 9日 抹茶の湯
- 16日 サクラランボの湯
- 23日 ムスクの香湯
- 26日 ライラックの湯
- 30日 すだちの湯

### 4月 イベント予定

日	月	火	水	木	金	土
		1 料金変更日	2	3 休館日	4	5
6	7	8	9	10 休館日	11	12
13	14	15 サービスDAY	16	17 休館日	18	19
20	21	22	23	24 休館日	21	22
23/30	24/31	25	26 風呂の日	27 休館日	28	29

### ～令和7年4月1日より施設利用に関する重要なお知らせ～

4月1日（火）より以下の施設において使用料金および予約システムの抽選制度に変更がございます。ご利用の際はご注意ください。

なお、予約システムの変更は抽選申込に関するものであり、随時申込については従来通りの方法でご利用いただけます。ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしく申し上げます。

#### 浴場施設の料金に関して

使用区分 (浴場版)	使用単位	改定前	改定後
大人	1回	500円	550円
	回数券(11枚)	5,000円	5,500円
	1ヶ月	10,000円	11,000円
	1時間(※1)	200円	変更なし
小人	1回	200円	変更なし
	回数券(11枚)	2,000円	変更なし
	1ヶ月	5,000円	変更なし
	1時間(※1)	100円	変更なし
障がい者(※2)	1回	200円	270円
	回数券(11枚)	2,000円	2,750円

浴場施設は居住地による使用料改定はありません。

- ・「1時間券」は柳泉園グランドパーク内の野球場、テニスコート、室内プール又はトレーニング室の当日使用者に限ります。
- ・介護者(同性)は1名のみ270円で利用可能です。

#### ●注意事項

- 令和7年3月31日以前に購入した回数券を令和7年4月1日以降ご利用の場合
- 大人：50円の差額券が必要です。
- 障がい者：70円の差額券が必要です。
- 小人：差額券は不要です。

#### テニスコートの料金に関して

使用区分 (テニス版)	使用単位	改定前	改定後	改定後 (関係市等※以外)
平日	1時間	250円	500円	1,000円
土日祝	1時間	400円	500円	1,000円

※清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方以外は使用料2倍

#### 多目的室・和室の料金に関して

使用区分 (多目的室・和室版)	使用単位	改定前	改定後	改定後 (関係市等※以外)
多目的室1・2	1時間	300円	変更なし	600円
多目的室3	1時間	500円	600円	1,200円
和室	1時間	300円	変更なし	600円

※清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方以外は使用料2倍

#### 野球場の料金に関して

使用区分 (野球場版)	使用単位	改定前 (条件無)	改定後 (関係市等※以外利用の場合)
学童用野球場	土日祝日 1時間	800円	1,600円
学童用野球場	平日 1時間	500円	1,000円
一般用野球場	土日祝日 1時間	1,000円	2,000円
一般用野球場	平日 1時間	800円	1,600円

※清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方以外は使用料が2倍

項目 (テニス版)	改定前	改定後
団体登録条件	団体構成員の6割が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方	団体構成員の半数が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方
抽選申込対象	清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方(個人登録者)と団体登録者	清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方(個人登録者)と団体登録者

利用月2か月前の16日から開始する随時申込については、従来通りどなたでもご利用いただけます。

項目 (多目的室・和室版)	改定前	改定後
団体登録条件	団体構成員の6割が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方	団体構成員の半数が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方
抽選申込対象	条件無し (個人登録者及び団体登録者)	清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方(個人登録者)と団体登録者

※利用月2か月前の16日から開始する随時申込については、従来通りどなたでもご利用いただけます。

項目 (野球場版)	改定前	改定後
団体登録条件	団体構成員(7人以上)の6割が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方	団体構成員(7人以上)の半数が清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市に在住、在勤、在学の方

※利用月2か月前の16日から開始する随時申込については、従来通りどなたでもご利用いただけます。  
※野球場は従前どおり、個人登録の方は抽選申込に参加出来ません。